

第1回門真市立青少年運動広場・テニスコート及び運動広場
指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成20年9月11日（木）午後1時～午後3時30分
2. 会 場 門真市役所 別館3階 第2会議室
3. 出席委員 桂委員・柳原委員・下浦委員・北口委員・東田委員
4. 事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

【事務局】

ただ今より、第1回門真市立青少年運動広場・テニスコート・運動広場指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。開会にあたり、門真市教育委員会の下浦教育長がご挨拶を申し上げます。

【教育長】

《教育長挨拶》

【事務局】

《出席委員紹介》

《事務局職員紹介》

委員長・副委員長の選出を議題とさせていただきます。「門真市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置要綱」の第5条の規定により、委員長及び副委員長を互選で定めることとなっておりますがいかがいたしましょうか。

【委員】

委員長には教育長の下浦委員を、また、副委員長には門真市社会教育委員また、体育施設の専門的知識について造詣が深い桂委員を推薦いたしたいと思えます。

【事務局】

ただ今、委員から委員長に下浦委員、副委員長に桂委員とのご推薦がありましたがいかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

【事務局】

ご異議がないようでありますので、下浦委員に委員長を、桂委員に副委員長に決定します。それでは代表して委員長に就任にあたりご挨拶をお願いいたしたく存じます。

【委員長】

《委員長挨拶》

【事務局】

それでは、今後の議事運営を委員長に引き継ぎたいと存じます。

【委員長】

それでは委員会における会議の公開・非公開について事務局より説明願います。

【事務局】

お手元にお配りしています資料の後ろから2枚目に、本市が定めております、別紙審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、原則公開としております。しかし、一定要件を満たす場合は非公開とすることもできるとされています。本委員会の会議につきましては、率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査等が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること。申請団体の信用や技術等に関する情報の公開により、利益を害するおそれがあること以下2点の理由をもちまして、非公開とすることが望ましいと考えております。

【委員長】

事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございますか。ないようでございますので、本委員会の会議については非公開に決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、本委員会の会議は非公開といたします。続きまして、本委員会の会議録について事務局より説明願います。

【事務局】

本委員会での会議録につきましては、門真市情報公開条例に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。また、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求により公開することがありますので、ご了承くださいと存じます。会議録についてであります、発言等の主旨を把握できるような形での要約版といたしたく存じております。

【委員長】

事務局より提案がありました。何かご意見はございませんか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは本会議の会議録は要約版といたします。続きまして、会議の進め方について、事務局から説明願います。

【事務局】

会議の進め方について申し上げます。門真市立青少年運動広場・テニスコート・運動広場におきましては、応募要項を6月2日から6月30日まで配布し、7月4日現地説明会を行い、8社の参加があり、8月1日から8月8日までを申請期間といたしましたところ、4団体から申請がありました。選定委員会は本日を含め3回開催いたしたいと存じます。今後の日程でございますが、第2回選定委員会を10月9日（木）午後1時から、第3回選定委員会を10月31日（金）午後1時から開催させていただきます。

ます。次に各会の審議内容であります。本日第1回目は、施設の概要等の説明、選定の審査基準等の確認をし書類審査を行うこととしております。何分にも、申請書類が多いため、審議に時間がかかるものと存じますが、ご協力いただき進めたいと存じます。さて、第1次審査は、既に皆様にお配りしております審査基準による各委員の点数を集計し、その中から上位3団体を選定いたします。点数の集計を事務局で行い、第1次審査結果として各委員及び教育委員会に報告するとともに、第1次審査を通過した団体には第2次審査の案内、通過しなかった団体には、非選定通知を送付いたします。第2回選定委員会では、第1次審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑を実施します。第3回では、プレゼンテーションを踏まえての協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと思いますと考えております。

【委員長】

会議につきましては、選定委員会を3回とすること、その中にプレゼンテーションを含めるということです。この件に対して何かご意見・ご質問ございませんか。なければ、施設の概要について事務局より説明願います。

【事務局】

お手元の指定管理者募集要項をご覧ください。体育施設の概要がございます。まず、市立テニスコートでございます。所在地が門真市大字三ツ島302番地の2です。位置図は、2ページ目をご覧ください。交通アクセスは、地下鉄長堀鶴見緑地線、門真南駅下車徒歩3分でございます。開設年月日は、平成10年10月1日でございます。施設の内容につきましては、平面図別紙2の3ページをご覧ください。敷地面積は、5,438.14㎡。コート、全天候型、5面でございます。付帯設備は夜間照明21基が設置され、その他に管理棟、青少年運動広場と共用しており、シェルター、第1駐車場、駐輪場がございます。続きまして、市立青少年運動広場でございます。所在地は門真市大字三ツ島285番地の10、テニスコートと同じところであり、開設年月日は平成10年10月1日、施設の内容といたしましては、平面図別紙2を参照してください。先ほどと同じ別紙2についております。敷地面積7,548㎡、付帯設備としてバックネット1基、ベンチ2ヶ所、夜間照明6基が設置されています。管理棟・駐車場はテニスコートと共用です。次に、市立運動広場でございます。所在地が門真市大字北島328番地。次のページに位置図がございます。交通アクセスは、京阪電車大和田駅下車、京阪バス門真団地下車、西へ徒歩8分のところがございます。開設年月日は平成7年4月1日でございます。施設の内容は、平面図別紙4の3ページ目の裏側でございます。こちらには多目的グラウンドと野球場がございます。多目的グラウンドは、敷地面積14,807㎡で、付帯設備としてバックネット1基、よく行われる種目といたしまして、サッカー・軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ等が行われております。野球場は、敷地面積10,806.75㎡で、付帯設備としてバックネットが1基ございます。

軟式野球やソフトボールに使用しております。その他管理棟・駐車場・シェルター・時計塔等がございます。以上簡単ですが説明を終わります。

【委員長】

何か質問は、ございませんか。無ければ次に移らせていただきます。続きまして、募集要綱について事務局より説明を願います。

【事務局】

募集要綱 4 条をご覧ください、業務等の範囲 2 項 1 号に、受付業務がございます。これは体育施設の利用申込受付、あるいは利用許可書の発行、利用取消、変更受付等の事務を行います。イに記載しています体育施設の利用料金の徴収、還付、減免事務これも行っていただきます。次に 2 号でございますが、体育施設の業務といたしまして、体育施設及び同管理棟の警備等の維持管理をお願いすることになります。それから体育施設利用に係る備品・用具等の貸し出し、あるいは体育施設の巡回点検、附属設備の維持管理、敷地内及び周辺の清掃及び草や木の手入れ・散水等の業務を行っていただきます。その他全般に関することとして、業務ごとの日誌をつけること、場内進入車両の確認、混雑時の駐車場の整理・誘導等々の業務をお願いします。それから処分権限についてであります。指定管理者に行政処分である公の施設の利用許可に係る行為を行わせることが出来ますが、使用料の強制徴収、あるいは不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可のような権限につきましては、指定管理者に行わせることは出来ません。続きまして利用料金制について説明いたします。4 ページをご覧ください。この施設は、利用料金制度を適用し施設の利用料金は指定管理者の収入となります。利用料金は各施設の条例に規定する額を基本といたしておりますが、その範囲内で教育委員会の承認のもとに設定する事が出来ます。次に指定管理料ですが、指定期間を平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日迄の 3 年といたします。その関係上、平成 21 年度から 24 年度につきましては、各年度 10,187,000 円以内でございます。また、企業が独自事業、例えばテニススクール等を行う場合は、教育委員会の承認を得れば事業が出来る様になっており、その収入は当然指定管理者の収入になるものでございます。以上でございます。

【委員長】

ここまで何かご質問はございませんか。

【委員】

4 ページの指定管理料のところですけども、指定管理料は協定において定めると、先ほど 10,187,000 円とありましたがこれはどういう金額ですか。基準額ですか。

【事務局】

これは、前回並みの基準といたしまして同額の債務負担を昨年度打っています。

【委員】

今度 21 年度の債務負担はいつ何月打たれるのですか。

【事務局】

債務負担は 20 年度の当初予算で、措置を取っています。

【委員】

21 年、22 年、23 年の 3 年間ですね、この時に債務負担行為をいつ打つのですか。

【事務局】

20 年度予算で債務負担行為は 3 カ年切らせていただいています。

【委員】

次の年度の 21 年からの債務負担を打っているのですか。

【事務局】

はい。

【委員】

20 年度当初予算で 21 年度以降の債務負担を打っているのですね。その債務負担を予算確保してこの作業をしているのですね。21 年度は具体的に当初予算額として出てくるわけですね。

【事務局】

はい。

【委員】

22 年 23 年については債務負担行為限度額以内となるのですね。申請時の提案価格を下回る場合がある。債務負担を打つと基本としては課長がおっしゃった 10,187,000 円これを参考に債務負担打っているのですね。現在の指定管理料をベースに債務負担額を打っているのですね。

【事務局】

はい。

【委員】

増えるものについては、例えばこの中で協議した結果、そこに落ちたとしても金額はまた協議ということになるのですか。

【事務局】

協議というか、申請していただいている額で負担行為を作成することになります。

【委員】

例えば今 10,187,000 円で 3 年間の債務負担打っているとします、ところがこの中でしたところ 12,000,000 円で最適に達した場合 2,000,000 円オーバーしますよね。それでも、債務負担行為の範囲内になるので、申請時の契約価格を下回るということなので下がるということですね。

【事務局】

はい、そうですね。

【委員】

21年から23年までの債務負担は30,000,000円強ですよ。

【事務局】

1年間で10,187,000円です。

【副委員長】

20年度だけということですね。

【委員】

10,000,000円は、18、19、20年のこの3年間、前回の指定管理者との契約の中での金額ですか。

【委員】

それは違います。前回の指定管理料は年間4,700,000円です。10,187,000円の根拠は今、指定管理者に頼んでいるときに、債務負担行為をしたときの金額です。職員がそこで人件費として管理していた、それに10,000,000円ほどの費用であったので、それを指定管理料として、今回人件費の10,000,000円が4,700,000円ほどで受けていただいているということです。

【事務局】

現在、委託料の契約をしていただいている額は4,700,000円で、この額を下回った金額となっています。

【委員】

指定管理始まったのはいつですか。

【事務局】

18年の9月からです。

【委員】

18、19、20年ですね。指定管理料は最終的に20年度の指定管理料はいくらですか。

【事務局】

1年としては、4,700,000円です。

【委員】

今回は、10,187,000円は1年分ですか。

【事務局】

1年分です。ただ、市が直営でしている根拠をひも解いた分で債務負担を切らせていただいています。

【副委員長】

直営にすると人件費など入れると、これだけの費用がかかるということを今までの実績から計って、見積もりしているのですよね。

【事務局】

はい、そのように見積もりさせていただいています。

【副委員長】

現在のところは、6,000,000円赤字であってもそれはするというので、今しているのですよね。

【事務局】

そうですね。今の指定管理は委託料の額でさせていただいています。

【委員長】

委員は、釈然としない感じですよ。

【委員】

なお以下が気になります。提案した価格で競争し、結果的に債務負担の予算を根拠に落としてしまう結果が不思議だと思います。

【委員】

債務負担行為ありきでしている感じがします。金額がどういう動きがあったとしても、最終的には債務負担額の範囲内で収めなければならないということですか。

【事務局】

債務負担額の範囲内で収めなければならないということです。それが、今1カ年の分は10,187,000円で、3カ年で3千万円の想定です。

【委員】

ただし、10,187,000円は今、委員がおっしゃったように人件費も込みになればこれぐらいになり、前回までの指定管理料とは関係が無いということですね。

【事務局】

はい。

【委員】

当初この部分の債務負担を打っているのですよね。

【事務局】

20年度の予算の中で債務負担をしています。

【委員】

それは、いくらで打っているのですか。掛ける3ですか。

【事務局】

はい。

【委員】

30,561,000円です。

【事務局】

はい。30,561,000円ですね。

【委員】

まだ債務負担は起こしてないですけども、20年度予算では上がっていますが、まだ債務負担は切っていません。

【事務局】

債務負担は切っていませんが、20年度の予算措置はしています。

【委員長】

次に、審査基準につきまして具体的な審査の基準について事務局から説明願います。

【事務局】

お手元にお配りしております審査基準及び得点表は、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項に規定する選定基準をもとに施設の設置目的や特性を勘案して審査項目やその内容及び配点を想定した事務局案でございます。なお、選定項目の4の安定的な運営が可能となる経理的基盤につきましては、その採点を公認会計士である委員にお任せしたいと考えています。この内容につきまして項目の加除、配点の見直し等のご意見があればご提案をいただきたいと存じます。また、第2次審査におきましては、同内容の審査基準を用いまして、各団体15分ずつのプレゼンテーションと25分程度の質疑応答を通し、トータルな観点からの判断に基づく相対評価を行っていただくことを想定させていただいております。以上でございます。

【委員長】

それでは、事務局より審査基準について説明がありました。加えて項目の加除、配点の見直し等のご意見があればということでもありますので、委員の皆様方この件についてございましたら、お出してください。

【委員】

100点満点ですよ。

【事務局】

はい、100点満点です。経理的基盤の10点マイナスを先生の方をお願いして、他の先生方委員の方もその採点をプラスさせていただき、他の委員については90点満点になるということです。それをプラスさせていただきます。

【委員】

プレゼンテーションをするということですけども、プレゼンテーションに関する配点は、どのくらい想定していますか。

【事務局】

今、得点制に検討しているところです。

【委員】

例えば、書類審査で100点満点にして、プレゼンテーションを何点ぐらいにするか

というのは、今の段階では決定していないのですね。

【事務局】

まだ決めていないのですが、全体的にそのような声も上がっていますので、得点制の方向性で検討しています。今までは、相対的な評価で順位を決めていたのですが、いかに点数を把握できないかということもありましたので、検討して得点制を実施するように考えています。

【委員長】

プレゼンテーションにつきましては、点数制で検討中であるということですが、この結論はいつ出ますか。

【事務局】

早急に出したいと思います。

【委員長】

この場では結論を出ないですね。方向性としては、点数制で実施したいということ、事務局から言っています。これに基づいて結論が出ましたら、各委員の方にはその時点で、お通知をいただくということよろしいですか。

【事務局】

はい。

【委員長】

いずれにしても、点数制になる可能性が高いということですね。他にこれについて、質問ございませんか。ご異議がなければ、この後各委員の方には書類審査していただきまして、点数を入れていただくということですが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

それでは事務局、書類審査に入ってくださいのですね。それでは、3時を目途に書類審査をお願いします。事務局にもう一度確認させていただきますが、基準書の①の2と②については、A、B、C、Dと4枚いただいていますね。これについて今書類審査していただきまして、各配点に基づいて委員の方に点数を書きいただきます。

【委員】

サッカー教室を開くということですが、盛んですか。

【事務局】

盛んではないと思うのですが、年間に指定管理者と一緒に数回開いています。

【委員】

実際見るとパーセンテージが上がっているというものの、テニスだけであって、後のところはそんなにどの月も、大きく増加しているということではないですよ。

れをサッカー教室の提案で現在しているところが尋常なのかどうかというところも評価したいと思ったので質問しました。

【事務局】

年間に数回だけの実施です。

【委員】

せっかく、今子供に根付いているものが、指定管理者が変わってなくなることが心配に思いました。あるグループができて、できる場所もできたにもかかわらず、この点が疑問に思いました。

【事務局】

教室など指定管理者の実施事業では、現在もグラウンドゴルフなどしていただいています。それは、平日の稼働率を上げるために実施しています。

【委員】

2番のところで評価すればいいのですね。

【事務局】

はい、そうですね。

【委員】

今日の1次審査の点数を付けますよね。それをプレゼンテーションでさまざまなことを言っていただき、今日の点数は頭の中に置いて総合的に次の業者を判断しなければなりませんよね。

【事務局】

消えるということはないです。1次審査の点数は点数。2次審査のプレゼンテーションも1位と2位の3次審査も加味していただきます。

【委員】

総合的ということですね。

【委員】

プレゼンテーションを聞いて、1次審査と違ったと思うことがあると思うのですが、プレゼンテーションだけで評価することもおかしいと思いますが、今日は1つの業者を外すということだけで、例えば25点持っていますよね、5段階ですので私個人的に25点、20点、15点、10点、0点など配分の仕方が人によって異なり、そのあたりの話し合いをした方がよいと思います。1次審査は絶対に生きると言われると困ります、また、1社を外すためのような認識を持たせていただいた方がありがたいです。

【事務局】

1次審査で次のときにどうということはありません。

【委員】

副委員長がおっしゃっているのは、今日例えば、10点付けて書類審査で10点付け

たがプレゼンテーションを聞かせてもらおうと、10 点が 11 点になることや、逆に 11 点が 9 点になる可能性があり、その手直しもできませんということですよね。

【事務局】

1 次審査の修正はできませんが、総合的には可能です。

【委員】

総合的にはできますよね。2 番と 4 番で同じ 25 点でもこの 25 点を生かす方がよりよいと思ったときに、そのときの点数の付け方に自分の中で不安感があります。

【事務局】

今は書類審査でありますので、この書類をもってこの項目に応じて点数を配点していただくことになっています。

【委員】

繰り返しになりますが、25 点、20 点、15 点、10 点、0 点は、勝手に配点はしてよいのですね。

【事務局】

この 1 項目について 15 点であれば 15 点が満点という形になります。

【委員】

例えば、17、5、0 点というような 0 点もあってよいのですよね。

【事務局】

0 点であっても構わないです。ただ 0 点というのは、なかなか判断しにくいものがあると思います。

【委員長】

ここでもう一度確認しておきます。委員の方が個人において、配点基準が一律にしていたきたい。委員の方が個人で、A 社、B 社との配点基準を動かさないように A 委員は、A 委員がそれぞれの全部の会社に対して自分の基準で配点をしていただくということになりましたら、1 人の委員の基準が縦に繋がりますから、A 委員と B 委員との基準が違ったとしても、縦の基準の筋を通していただいたら、トータルとして凸凹は解消され、公平な審査が実現できます。委員の方が、個人でむやみに配点基準を動かさないことは、お願いいたします。今日、点を入れていただき、その判断は今日の時点での配点であります。プレゼンをしていただいたときに、もう一度プレゼンの点とそれから書類審査の点も加味されることになるとはと思いますが、そのときに書類審査の自分の配点について変動が、もしあるならば、それもまた可であるということを確認させていただきます。

【事務局】

1 次審査の書き換えはできませんが、ただプレゼンにおいて評価が変わることは、委員の方の中ではありえます。しかし、2 次審査でよかったと感じましても、1 次審

査の点を10点上げてくださと言われても、それはできません。1次審査は、1次審査で決定させていただきます。

《審査開始》

《審査終了》

【事務局】

委員から、経理的基盤についてお願いします。

【委員】

《経営基盤の状況について》

【事務局】

ありがとうございました。

【委員長】

今、委員に言っていたのは自分の集計の中にプラスして入れるのですか、それともマイナスにしていればよいのですか。

【事務局】

マイナスにしていってください。こちらで集計します。

《事務局集計》

【委員長】

それでは、結果を事務局より発表お願いします。

【事務局】

1位 B 団体（株式会社ジャパנקリエイト）386 点、2位 C 団体 369 点、3位 A 団体 332 点、4位 D 団体 299 点

【委員長】

お聞きの通りとなったようでございます。次回の日程含めてお願いします。

【事務局】

《次回選定委員会の予定等の説明》

【委員長】

《委員長挨拶の後閉会》